

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、平成 25 年 (ワ) 第 131 号 平成 25 年 (ワ) 第 252 号

福島原発避難者損害賠償請求事件


原告 早川篤雄 外 3 5 3 名


被告 東京電力株式会社


準 備 書 面 (1 4)
(現地検証の必要性について)

2 0 1 4 (平成 2 6) 年 6 月 1 3 日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 広 田 次 男 

同 弁護士 小 野 寺 利 孝 

同 弁護士 鈴 木 堯 博 

同 弁護士 清 水 洋 

同 弁護士 米 倉 勉 

同 弁護士 笹 山 尚 人 

同 弁護士 渡 辺 淑 彦 

外

1 検証の実施ないし必要性に関する被告の主張

被告は、検証の実施を不要とする理由として、①原告らの損害に関する具体的な主張・立証が完了していないこと、②損害の構造に関する主張が十分に整理されていないこと、③検証によらなくとも写真や動画などによる立証で足りる事等を述べている。しかし、これらはいずれも理由のないものであることを、以下順次明らかにする。

2 原告らの損害に関する具体的な主張・立証

現地に赴いての検証申立の立証趣旨は、原告らの個別損害の各論的内容ではなく、損害論の総論である。すなわち、第一には、本件事故による放射能汚染がもたらした事態における損害の構造が、個別被害の併存にとどまらず、様々な被害が絡まり合って関連している複合的状況を示していることである。第二に、各原告の損害には、すべての原告の損害に共通する特徴が見られるので、これを各論立証の前に明らかにすることである。そして第三に、そしてこれらの把握を通じて、本件における損害については、財産的損害における個別的な積算方式に加えて、精神的損害については包括的損害把握による包括一律請求方式による損害算定が必要であることである。

こうした総論的立証は、当然、各論的な個別立証に先行して、早期に実施しなければ意味が失われる。個別の立証における証拠評価を、正確かつ効率的に実施することにこそ、総論的立証の価値がある。

3 損害の構造に関する主張整理

(1) 原告の主張

原告は、本件における損害論の基本構造に関する主張は、既に十分に整理されていると考えている。

原告は準備書面（9）において、「損害総論（請求方式、慰謝料の共通部分等について）」として、原告の請求方式における考え方や、避難生活に伴う精神的苦痛の具体的内容、そしてコミュニティ（故郷）喪失に関する精神的苦痛の具体的内容を詳述した。さらに、裁判所からの求釈明に対しては、準備書面（11）によって詳細な釈明を行ったところである。

(2) 被告の準備書面（5）

これに対して被告は、本年6月3日付準備書面（5）において、原告の上記準備書面（9）及び（11）に対する認否と反論を行っている。

これらを通じて、本件における原告が被った損害の構造についての基本的な双方の主張は、既に整理されたものといえる。すなわち被告は、原告の準

備書面（５）に対しては、基本的に原告主張事実に対しては知らないし否認という答弁を重ねて、法的評価については争うという姿勢を示している。次に原告の準備書面（１１）に対しては、これも主張事実に対して全面的に否認ないし不知とし、法的評価については争っている。これらによって被告の認否は示され、争点は明確である。

(3) 争点（被告主張）の所在と総論的立証（検証）の必要性

以上の中でも、被告の特徴的な答弁として、次の２点を指摘できる。

第１に、原告は財物損害についての基本的な主張として、これを住宅や家財等の個々の交換価値（中古価格）の積算ではなく、それらを再取得しうる価格の賠償が命じられるべきであると主張しているところ、被告はこれを強く争っている。その理由として被告は、原告の主張は、財物の損害評価に慰謝料的要素を含ませているものであるから、精神的損害の請求と併せて「損害を二重に評価」するものとなっているものと論難している。この点については、原告は既に原告準備書面（１１）において十分に述べたとおり（同９～１１頁）、財物損害の算定を再取得価格として評価することは、損害額の算定ないし評価の問題であって、精神的苦痛（慰謝料）の算定とは別個の事柄であるから、被告の上記主張はあたらない。このように、双方の主張には大きな開きがあるが、双方の主張の整理としては既に十分に明確であって、これ以上の主張の応酬は、争点整理としては無用というべきである。むしろ、原告に生じている被害の実態を適切に把握することを通じて、財物損害の評価は如何にあるべきか、故郷喪失による精神的損害と財物損害の評価は如何なる関係にあるかという判断のあり方を定立することが必要である。すなわち、現地における検証という証拠調べによって、これらの判断の基本的なあり方を検討することが「損害論の総論」であり、これを原告ごとの各論的立証に先行して実施することが必要であることが、一層明らかになったといえる。

被告の答弁の特徴として、第２に、避難生活に伴う精神的苦痛に対する慰謝料には、故郷喪失による慰謝料が含まれているという主張がある。この点に関する原告・被告双方の主張も、既に原告の上記各準備書面及び準備書面（１２）においても詳述したところであり、その主張整理は明確になっている。そこで、本件事故による精神的損害の捉え方ないし基本的な構造に関するこの争点についても、「損害論の総論」として、現地の状況を検証することを通じて、各論立証の方向性を定立することが必要な段階となった。

4 検証以外の方法による立証

被告は、現地に赴いての検証によらなくとも、映像や陳述書、原告本人尋問

等によって、所定の立証を実現できると主張する。しかし、既に重ねて述べてきたとおり、本件における甚大な被害の実態は、現地に身を運んで、肌で感じ取ることによってしか、十分に把握することは困難である。

炉心溶融という過酷事故によって、広範に放射性物質が漏出し、広大な国土が居住不能になるという、未曾有の「放射能公害」である本件において、現地における被害実態の感得という検証を実施することもなく立証を進めるが如き事態は、あり得ないことであることを改めて指摘しておきたい。

以上